



(別記)

## 職員の昇格実施取り扱い要領(案)

1. この要領は、職員給与要綱第160の2の運用に関するものであって、この要領に基づき当該職員を昇格させる場合は、社長の承認があったものとして昇格させることができること。
2. この要領に定める別表の昇格基準表(以下「基準表」という。)に掲げる職名に任用され又は標準的職務内容の業務に従事している職員が、基準表に掲げる要件に達したときは、当該要件に達した日の属する月以降における直近の昇給日(1.4.7.及び10月の各月の初日)において昇格させができるものとすること。ただし、この基準表の適用に当たって、当該施設における当該職種にかかる初任給基準号俸(以下「基準号俸」という。)より1号俸以上下している場合は、基準表の昇格基準号俸より1号上下した号俸を基準とするものとする。
3. 前項の定めにかかわらず、昇格の趣旨にかんがみ、実施にあたっては昇格させようとする当該職員の勤務成績及び業務遂行能力(老齢化を含む。)を慎重に勘案して、單に当該要件に達したことの故をもって昇格させることは嚴にさけるべきであること。
4. 本要領に基づく昇格実施は、昭和50年10月1日(妥結の日とする。)から適用すること。

## 昇格基準表

	現行の役職名又は標準的職務内容	等級	昇格させようとする等級又は職務内容	要件				備考
				学歴免許	在職年数 (含経験年数)	在級年数	基準等級号俸	
一般職	本社係長(乙)、主査(乙)、支部係長(甲)、主査(甲)、施設の事務長及び保母長、医療施設の係長(甲)、医療社会事業係長(甲)、血液センターの係長(甲)、看護学院の会監(甲)	E	D			2	E—9以上	本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合、採用時当初から係長等に任用されている者について、左記の要件の他に在職年数7ヶ年以上を必要とすること。
	支部、医療施設及び血液センターの係長(乙)、支部の主査(乙)、医療社会事業係長(乙)、看護学院の会監(乙)						E—12以上	本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合、採用時当初から係長等に任用されている者については左記要件の他に在職年数10ヶ年以上を必要とすること。
	本社、支部、医療施設、血液センター及び施設の事務職員(甲)、児童指導員(甲)、保母(甲)、医療社会事業司(甲)、言語訓練士(甲)			大学		E—12以上		本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合、採用時当初から事務職員(甲)として任用されている者については、左記要件の他に在職年数13ヶ年以上を必要とすること。
	本社、支部、医療施設及び血液センターの係長(乙)、支部の主査(乙)、医療社会事業係長(乙)、看護学院の会監(乙)			短高 中	大学	E—13以上		
(一)	本社、支部、医療施設、血液センター及び施設の事務職員(甲)、児童指導員(甲)、保母(甲)、医療社会事業司(甲)、言語訓練士(甲)	F	E		3	2	F—8以上	
	本社、支部、医療施設、血液センター及び施設の事務職員(甲)、児童指導員(甲)、保母(甲)、医療社会事業司(甲)、言語訓練士(甲)			大学	3		F—8以上	
	本社、支部、医療施設、血液センター及び施設の事務職員(乙)、医療社会事業司(乙)、児童指導員(乙)、保母(乙)、言語訓練士(乙)			短高 中	大学	6 9 13	F—10以上	
				G	F	3 6 10	2	G—12以上
一般職		B	A			2	B—13	300床以上の医療施設若しくは採血本数月平均6,000本以上の血液センターの係長又は特に高度の技術及び経験を必要とする困難な業務を行なう有資格者(注1)で当該業務に従事し成績優良と認められる者
				C	B		C—13以上	高度な技術及び経験を必要とする困難な業務を行なう有資格者(注2)で当該業務に従事し成績優良と認められる者
				C	B		C—16以上	
				D	C	高中 校 学	6 9	D—11以上
(二)	労務職員	甲	C	B		2	C—16以上	5人程度で行なう家政若しくは保育の業務に従事する者であつて、上司を補佐して当該業務を取りしきっている者(注3)又は建物若しくは重要な物件の監守に主として任ずる者で成績優良と認められる者
				D	C		D—14以上	
				D	C	2	D—14以上	
				E	D	中 学	3	E—14以上

(注) 1. 特に高度の技術及び経験を必要とする困難な業務を行う有資格者とは、次に掲げる者をいう。

(イ) 経験年数20年以上の電気主任技術者若しくは1級ボイラー技士。

(ロ)、(ハ)の者と同程度の技術若しくは技能及び経験を有する有資格者。

2. 高度な技術及び経験を必要とする困難な業務を行なう有資格者とは、経験年数15年以上のボイラー技士、自動車運転手、調理士、電話交換手若しくはこれに準ずるその他の有資格者をいう。

3. 「5人程度で行なう家政若しくは保育の業務に従事する者であつて、上司を補佐して当該業務を取りしきっている者で成績優良と認められる者」とは、当該施設で成績優良と認められる者である。

4. 「5人程度で行なう家政若しくは保育の業務に従事する者が全部で5人を超えるかつ、これらの者の配属の職場が異り一團となっていない場合にはこれらのうち5人に1人の割合の者を含めることは差し支えないこと。

	現在の職名又は標準的職務内容	等級	昇格させようとする等級又は職務内容	要件				備考
				学歴免許	在職年数 (含経験年数)	在級年数	基準等級号俸	
(一)	医師(甲)、歯科医師(甲)	C	B			2	C—12以上	
	医師(乙)、歯科医師(乙)							
	100床未満の医療施設の薬剤部長、同副部長 100床以上の医療施設の薬剤副部長、薬剤部の課長、係長 300床以上の医療施設の栄養士並びに技術の課長 血液センターの出張所長、課長並びに薬剤師の係長	C	B			2	C—12以上	本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合、採用時当初から係長以上の役職に任用されている者については、左記要件の他に在職年数8ヶ年以上を必要とすること。
(二)	300床未満の医療施設の栄養士並びに技術の課長 100床以上の医療施設の栄養士並びに技術の係長 血液センターの係長	C	B			2	C—12以上	
	薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師						C—17以上	
	薬剤師、300床未満の医療施設の栄養士並びに技術の係長 100床以上の医療施設の栄養士並びに技術の係長 血液センターの係長	D	C		5	2	D—12以上	本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合は左記要件の他に、年齢40歳以上の者で給与要綱別表第6に格付けされている者と同等若しくはこれに準ずる業務執行能力があると認められる者に限ること。
	診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、心理判定員、理学療法士、病理細菌検査員(甲) 作業療法士、歯科技工士、視能訓練士			短大 3 2	7 8		D—15以上	
	診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、心理判定員、理学療法士、病理細菌検査員(甲) 作業療法士、歯科技工士、視能訓練士	E	D	短大 3 2	2 3	2	E—10以上	
	高度の技術又は経験を必要とする歯科衛生士、あんま師その他有資格技術者			高中 校 学	6 10		E—12以上	
	歯科衛生士、あんま師その他有資格技術者 病理細菌検査員(乙)	F	E	短大 3 2	2 3	2	F—10以上	
	保健、助産、看護の係長 保健婦、助産婦、看護婦、看護人			高中 校 学	3 7		F—12以上	
(三)		C	B	養成所	6	2	C—13以上	